

## 令和元年度工事監査の結果（12月～3月実施）

### 1 監査の種類

#### (1) 監査の名称

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施する工事に関する監査（以下「工事監査」という。）

#### (2) 工事監査の概説

工事監査は、監査委員が必要に応じ、地方公共団体の長等によって行われた工事が適法かつ合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったかについて、財務、技術の両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査です。

### 2 監査の目的

本市における公共施設整備工事において、技術士資格を有する専門家の判断を参考として、工事の計画、設計、積算、契約、施工等の妥当性、経済性及び安全性について監査することにより、本市における建設事業の進展に寄与しようとするものです。

### 3 監査の対象

#### (1) 対象事業

令和元年度第1号公共下水道室川第9雨水枝線整備工事（第2工区）

#### (2) 対象部課等

上下水道局下水道施設課

総務部契約検査課

#### (3) 監査対象事項

技術面及び事務執行面

### 4 監査の実施方法

#### (1) 実施期間

令和元年12月6日から令和2年3月30日まで

#### (2) 実施場所

監査事務局、上下水道局4階会議室

対象工事現場

(3) 実施方法

ア 実施手順

令和元年度第1号公共下水道室川第9雨水枝線整備工事（第2工区）に関する監査について、その着眼点を計画、設計、積算、契約及び施工の5項目としました。

事務執行面については、主に当職が事前調査を行い、技術面については、協同組合 総合技術士連合に委託し、同組合から技術士資格を有する松永昇次氏（以下「技術士」という。）が派遣され、当職の立会いのもと、令和2年1月31日に事前調査を実施しました。その後、技術士から提出された秦野市工事等技術調査業務報告書（以下「報告書」という。）を参考として、総括的な監査を行いました。

イ 監査の着眼点

- ① 工事の計画は妥当か等
- ② 事業目的に適合した設計となっているか等
- ③ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか等
- ④ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか等
- ⑤ 工事施工計画は適切か等

5 工事の概要

(1) 工事場所 秦野市萩が丘地内外

(2) 工事内容

雨水枝線の整備

- ア 工事延長 L = 193 m
- イ 内径800mm管推進工 管長 193 m
- ウ 立坑築造工 1式
- エ 付帯工 1式

(3) 契約内容

工事請負契約

- ・契約方法 条件付き一般競争入札
- ・契約日 令和元年7月2日
- ・工期 令和元年7月3日から

令和2年2月25日まで

・契約金額 67,921,800円(税抜き)

・請負業者 秦野市南矢名437番地4

株式会社 坂本建設

## 6 監査の結果

技術士から提出された報告書により、次のとおり報告を受けました。

### (1) 総括所見

本工事の工事進捗状況は、計画出来高86%、実施出来高93.7%(令和2年1月31日時点)であり、その計画、設計、積算、契約、施工の各段階における関係資料の調査及び現地施工状況の調査を行いました。

総体的に適切かつ妥当な対応が実施されていました。

総括所見のほか個別調査事項として、設計についてはコストと安全のバランスを考慮して、トレードオフの課題克服を強く願うものでした。施工については施工計画書に添付の構造計算書において、少数のケアレスミスが確認されたため、設計段階のみならず施工段階でも計算内容をチェックするよう要望しました。計画、積算、契約については問題ありませんでした。

以上の評価を得たことから、工事監査の着眼点とした計画、設計、積算、契約及び施工は、いくらか改善の余地はあるものの総体としては良好であると判断します。また、当職らが行った事務執行面の事前調査についても、適正であると認められたことから、本件工事は、おおむね良好な執行状況であると判断します。

## 7 むすび

今回の技術調査における技術士の講評等を参考に、特に今回技術士から要望があった点については改善し、今後も引き続き、公共工事の適正な執行に努めるとともに、より一層、市民生活の利便向上に貢献されることを期待します。